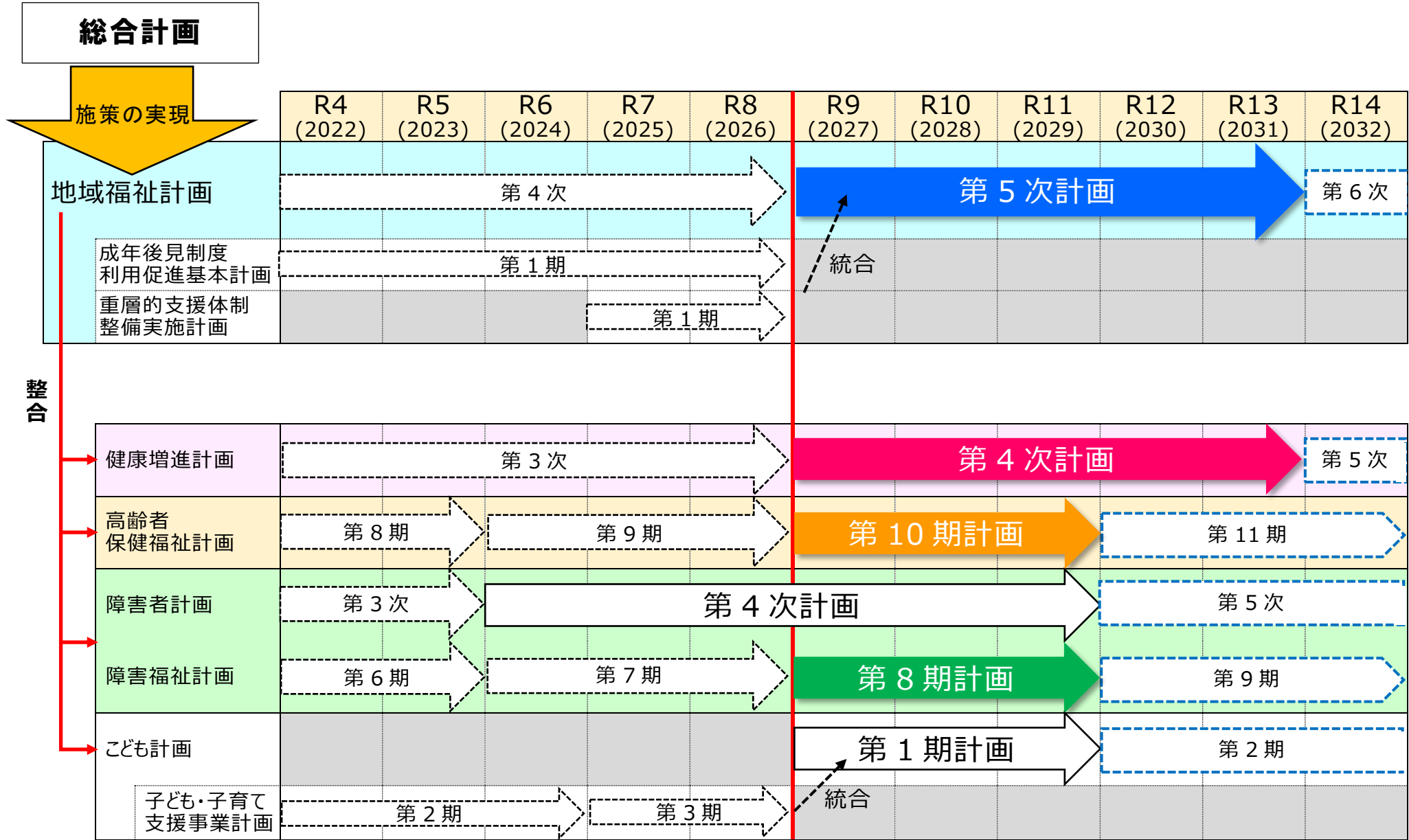


地域福祉計画・関連計画の策定について

1 計画の位置付けと期間 ※着色している 4 つの計画を今回策定



2 策定する計画の概要

第 5 次京丹後市地域福祉計画

「3つの法定計画」と社協の「地域福祉活動計画を」を一体的に策定

社協との連携を強化し、効果的に取組を進めるため、一体的に策定

社会福祉法と成年後見利用促進法によりそれぞれ調和の保たれた内容でなければならないとされている。また、国通知で一体的に策定することができるとされている。

地域福祉活動計画 (社会福祉法) + 地域福祉計画 (社会福祉法) + 成年後見制度利用促進基本計画 (成年後見利用促進法) + 重層的支援体制整備実施計画 (社会福祉法)

地域の支え合い活動を進めるための実践的な計画

地域における支え合いと地域共生社会の実現を目指す計画

成年後見制度の利用促進と支援体制の整備を進めるための計画

分野横断的な相談支援と支援体制の整備を進める計画

※R3年度までは社協で策定

第 4 次京丹後市健康増進計画

2つの法定計画を一体的に策定※

※国の「健康日本 21」推進のための説明資料により調和に配慮することが望ましいとされている。

健康増進計画 (健康増進法) + 食育推進計画 (食育基本法)

健康づくりに関する施策の基本的な方向性を定めた計画

市民の健全な食生活と食を通じた健康づくりを推進するための計画

第 10 期京丹後市高齢者保健福祉計画

3つの法定計画を一体的に策定※

※老人福祉計画と介護保険事業計画は老人福祉法と介護保険法により一体的に策定することが義務付けされている。また、認知症基本法により3つの計画は調和の保たれた内容でなければならないとされている。

老人福祉計画 (老人福祉法) + 介護保険事業計画 (介護保険法) + 認知症施策推進計画 (認知症基本法)

高齢者福祉施策の基本的な方策に関する計画

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画

認知症施策の総合的な推進に向けた計画

第 8 期京丹後市障害福祉計画

2つの法定計画を一体的に策定※

※障害者総合支援法により一体的に策定できるとされている。また、障害者総合支援法と児童福祉法によりそれぞれ調和の保たれた内容でなければならないとされている。

障害福祉計画 (障害者総合支援法) + 障害児福祉計画 (児童福祉法)

障害者サービスの提供体制と自立支援給付等の円滑な実施に関する計画

障害児通所支援と障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画

3 スケジュール

